

駿河土産 卷五

駿河土産卷之五

目録

三人にて相討といふ義ニ付 権現様
上意の事

一 大坂御陣の節 権現様御具足不被
為 召御座被遊し事 被 仰渡の事

一 大坂落城の日京都東山豊国明神の
前に香典包銀有之し事 同御不例の砌板倉内膳正へ被
仰渡候趣之事

一 將軍様大坂表落着ニ付江戸表へ
還御ニ付御隱蜜(密)の義 権現様へ御伺事 岡崎の御城にて 権現様へ御敵対
申上し門徒四ヶ寺之事

一 伊勢の御師戸部大夫御咎メ始末之事 権現様関東御入国之砌被仰出候
御長柄持之事

一 増田右衛門尉高力左近へ御預ケ始末の事 関東御入国後江戸御蔵米多過候
駿府にて御夜詰之節 権現様織田
三七郎信孝切腹之時の辞世之歌 段御勘定頭衆より申上候ニ付
被 仰聞し事 権現様御不興 上意之事

一 太閤の御代に大角与右衛門と云者成
立の事

一 大坂御陣の時、井伊掃部頭家来

一 大坂御陣七日の朝 権現様には
御具足八不被召茶色の御羽織に
すそくゝりの御はかまを被為 召御座
被遊候所へ、藤堂和泉守被参 御前
には御具足を八御召不被遊候やと被申
上候へ八、若年者のあの秀頼を成敗
申付るとて、我等か具足なとかいるもの
かとの 上意有之候て和泉守御前を
被立候、以後松平右衛門大夫 御前に被居
候に被 仰聞候八、和泉守ことは上方
ものゆへ下心を見せぬやうにと思ひ
て今のやうに挨拶を八したるなり
実には年老て下腹なともふくれ
候ゆへ具足杯を着て八馬の乗り
下りもならぬゆへに具足を

着せぬなり、わかき時と八大に違ひ
たる事也との 上意なりしとそ
一 大坂落城五月八日の朝秀頼生害
の日、京都東山豊国明神太閤の
廟号也の
前へ何方よりも不知、施主の名
も無之香典の包銀余ほともち
よりて有之旨風聞にて、諸司代
より見分をつかわし吟味のうゑ
其趣を 上聴に達し候処に
権現様被 仰候八、在世のとき智仁勇
の三徳を兼備へたる人ならては
死後に神といわい候事八ならさる
はつの義也との 上意にて、豊国
明神の預り社頭を坊主に被成
其節社をもこほちて跡ははき
地に可被仰付と有之候所に、北の

政所より崩れ次第に差置れ被
下度の願ひに付其通りに被
仰付しとなり

敵祖の廟を建置不申と有義は
異国・本朝ともに相定りたる事
のよし

一 大坂表之義一埒以後 両御所様御参
内等も相済候ニ付、近日駿府・江戸へ
還御可被遊旨被 仰遣候砌何事や
らん、將軍様より御老中方を以て
御伺ひ被遊義有之ニ付、老中方
二條の御城へ伺公被致候へハ 御前へ
被 召出 権現様御直に被 仰聞候
ハ、只今までの義八粗おもひより
有之に付万端の義將軍より
相談あられ候へは相応の返答に

及ひたるなり、自今以後の義八大小
事ともに將軍の了簡次第に可
被致事なり、駿府へ相談にハ及び
申さず候、このうへ八たとへ相談申
被越候とも其挨拶にハ及間敷ト
將軍へもこの趣を申達し、いつれ
も、^(衍)左様に相心得候様にと被
仰渡しとなり

右之通の 上意ニ付其以後の義は
江戸表に於て相替る義被 仰出
なと有之節ハ江戸老中方より
駿府の御老中方まで自分知らせ
のことくに被申達事済しと也^(候力)

一 伊勢の御師戸部大夫事ハ太閤
以来より秀頼の代にいたり候まで
の御師なり、さるに依て大坂御陣

の節御当家の 御父子様を調伏仕候との趣相知れ候に付、其節の山田奉行日向半兵衛・草野内蔵助両人方より吟味を遂るところに 実正ニ付家内闕所に申付其身を八牢に入置御仕置の義八駿府へ相伺ひ候所に 権現様 上意に 夫は奉行ともの心得違ひにて無理成申付様と被 思召候、秀頼運を開かれ候やうにと有祈禱をする八戸部大夫に八似合たる事也、早々出牢申付闕所いたし候 諸色をも無相違返しつかわし候やうにと被 仰出しとなり

一 大坂五奉行之内増田右衛門の尉義八 関か原御陣以後高力左近へ御預ケ

被成武州岩付に被差置候、右衛門悴兵大夫義八大坂冬御陣之節八將軍様御人数の内に相加り大坂表に罷有候処に御陣中寄手の宜き噂を聞て八にかりたる顔をいたし少々にても城かたの宜敷義を承り候て八悦喜仕候と有之義を御和談以後駿府にて 御聴に達したる人有之 権現様御意遊し候八それ八近頃きとく成る心入かな、さすか八増田か子なるそとの 仰にて何の御とかめも無之候、夏御陣にもそのまゝにて罷有候へ八右衛門御預の義をもゆるやかに可被 仰付との思召に候所に、夏御陣のせつ八大坂へ罷越長曾我部宮内へ合宿仕、藤堂和泉守

備へ先へ向ひはれなる討死を遂候ニ付
親右衛門尉義も後日にいたり武州
岩付に於て切腹被 仰付しと也

一 大坂御陣以後駿府にてあるとき

御近習衆へ 権現様被 仰聞候八
恩をうけたる主人又八主の子とも
なとへつらく当る者八たとへ
当分仕合よくて別条なき様に有
之候ても子孫にいたり其むくひ八
のかれさるとおもわるゝ、子細八織田
三七郎信孝切腹の時の辞世に
むかしより主をうつみの野間なれ八
むくひをまつや羽柴筑前
とよ三おかれたるとの義八その時分から
我らなと八聞およひたる事なるに
今度大坂にて秀頼生害八八日なれ

とも豊臣家の亡ひたるといふ八七日也
右野間の内海にて信孝切腹いたされ
たるも五月七日のよしなれ八不思議
なる事にて八なきかとの 上意のよし

一 太閤の代に台所にて魚・鳥などを

洗ひ候下男を取立料理人に被申付
其後料理人の頭と成り秀頼の代に
なつて八台所頭と成こゝへもかしこへも
もさし出とひ廻りたるものにて大角
与右衛門と申者有し、この与右衛門逆心
いたし五月七日にいたりおのれか
手下の者とにも申付大台所（行）
火を付させ候と也、右逆意の働き
を御奉公に申立御旗本へ被 召出
候様にと願ひ居申内煩ひ付あひ
はて候と有之儀を 権現様御聞

被遊その与右衛門めかことは去年和談のせつ秀頼母義方よりの使として茶臼山へも来りし者なり、元来下男上りと八言ひなから太閤の恩を得たる奴恩をしらさる人畜めなり、存生せ八はからふへき旨有し物をとの上意也しとそ

一 大坂御陣以後駿府に於て御側衆の咄しに、去る五月六日若江村におゐて井伊掃部頭家来の侍三人にて敵をうちとり三人相討と有之候ニ付掃部頭委細に吟味を相遂候へ八兩人相討に極り内壱人八相違ニ付掃部頭右の表裏者を仕置に申付られ候よしニ候と被申上候へ八是非の仰も無之いづれも聞置候系

惣して物毎に余計をいふことなくきりつめたることくなる八よろしからず、就中武備などの義八猶以余計の有かよきなり、子細八織田信長いまた小身の時佐々成政と前田利家と兩人にて敵壱人を突倒し成政、利家に向ひ其方敵を突倒されたる義なれば首をとられ候へと也、利家聞て我等八敵を倒したるといふまでにて鎧合之義八其許先なれ八首八其許とられよと有て互に辞退の所へ柴田権六も馳付、左様に兩人辞退の首なら八中にて我ら討へしとて首を討て我等高名の証拠のため兩人も来り申されよとて三人同道して信長の前に出て権六

申候八、この兩人にて敵を突倒し
首をとれとるましきと申吟味相の
処へ参りかゝり首を八私とつて参り
候と申候へ八、信長被聞大ゐに称賛
被致候と也、これ右三人ともに武備に
余計か有るゆへなりとの
上意に候となり

右の 上意を承り伝へ相考へ見申
候へは、相討などをいたして先後を
論し申様なる事は 権現様の
思召には相叶ひ申ましき歟と
申仁有之候よし

一 権現様駿府にて御不例の節

將軍様にも御側に御座被遊御純張(ママ)
のきわへ松平肥前守・松平薩摩守
松平陸奥守三人の衆を被為 召

正宗の御腰物を一所に被下之、其上にて
この以後北国筋に変の義も有之候節
八肥前守、西国筋に異変あらは
薩摩守、奥州筋の義八陸奥守へ
御任せおかれ候間、各受取に被致静謐
の沙汰を取計ひ可申旨被 仰渡候と也
右三人退出の後松倉豊後守・堀丹後守
市橋下総守・桑山左久佐・別所
孫三郎五人を被為 召 將軍様に御引
合せ被遊、此五人の者只今迄能御奉公
申上其上大坂大和口表に於て能
働候 將軍にも左様御心得御座可被
成由 上意也、五人ともになミたをな
かし有かたく被存候にや、其後別
所にと有 上意にてこの者八小身
なれともやさしき言葉をつかひ候

この以後も用に可立者也と 上意被遊候と也

右の 上意ニ付其砌に八加賀・薩摩・陸奥の三家を八外様三家衆と申触候と也、薩摩の家に八右拝領の御腰物由緒書の節に 権現様 上意の趣も書記し有之由也、加賀・陸奥の両家にもそのせつ拝領のよし申伝へ正宗乃有之候へとも 上意の留書とては無之候となり、且又別所孫三郎と申たる仁の儀八右のせつ高五百石の知行高にて被居候となり、大坂御陣の時大和口におゐて御味方いつれも懸り不被申所に別所孫三郎吉人馬を乗り出して陣中を乗廻し筑紫陣之節尾藤か得付さるを以テ

太閤勘臣被致候、懸りにくき敵にかゝるこそ御奉公なれかやうに申参なとは馬吉正の仕合なれ八おもふやうにならず無念のいたり也、かゝれ皆比興(卑怯)成る事そと言ひのゝしりて馳廻被申候由、この趣

上聴に達し候てのうへにても有之候や右之上意有之候と其砌り取沙汰仕候と也 一 権現様駿府に御座被成候節御不例之砌、板倉内膳正を被為 召御遺言被仰出候とそ、我等廟所を 將軍より被申付において八始祖の廟なれ八との義を以、定て作事等を結構に可被申付候へともそれ八無用の事ニ候我等子孫にいたり代々ともに始祖の廟に増らぬ様ニとある勘弁の為にも

有之候あいた、其心得を以て軽き宮居に
致し被置候様にとの 上意につき
御他界以後江戸におゐて 將軍様
其段内膳正被申上候所に御尤成
仰に八有之候へとも余りにかるき
御宮居と有八如何なれ八大概結構
成宮居に相見へ候様にと被 仰出
以前の御宮御建立出来候となり
その後寛永三年にいたり
御父子様ともに御上洛遊され候
御留主において御台様御病氣
被為付候段京都へ相きこへ候に
つき 駿河大納言忠長公御看
病のため御暇にて御下向の所
終に御快然御座なく九月十五日
御薨去被遊候に付、増上寺に

おゐて御法事等の義忠長公
御差合被遊候内に 御父子様共に
還御被遊御廟所の靈屋等御普
請共に忠長公の御請懸りと罷成
候に付、思召のままに結構に御普請
出来仕候となり、同九年正月廿四日
台徳院様御他界被遊候節、御靈屋
御普請等の義 宗源院様の御靈屋
より八見増し候やうに仕立可申旨
上意ニ付、只今のこたく成御仏殿は
出来仕候となり、この御仏殿に見合せ
候へ八日光山に御建あそはされたる
東照宮の御社八殊之外手浅く
相見へ候ニ付、御宮御建直しとは
無御座御修覆と有之おもむきにて
惣奉行の義八秋元但馬守へ被

仰付、則御宮御修覆に付ての御入用八御いとひ御座なくとあいた随分手をこめ 台徳院殿様の御靈屋に見増し候様にとの被 仰出有之候となり、さるに依て右御修覆につきての御入用七拾万両の由也

右之次第に有之候へ八御代々の御靈屋の結構に有之候始り八駿河大納言殿御物数寄より起りたる事の由也

一 権現様岡崎の御城に御座被遊候せつ御敵対申上候門徒四ヶ寺与申候八

針崎 松万寺 土呂 禅秀寺

佐崎 浄宮寺 野寺 本證寺

この四ヶ寺なり

一 権現様天正十八年関東御入国の砌この以後御陳御上洛の節御長柄を

かつき御供仕候中間衆の義を八武州の内八王子におゐて五百人新抱へに被遊小身なる甲州衆を以て其頭に被 仰付しと也

それまての御領知の義八御本國三河を初め悉く上り候中に甲州の上り候段をは殊外さんねんに被 思召よし、そのせつ御家中におゐても沙汰仕候となり八王寺(子)の義八甲州堺内の義にも有之につき自然の時に御手遣のためにもと有義を以て右の御長柄同心の義八近所の義と有之付郡内の村々立入絹類をはしめ其外甲州より出申候諸色の義は右の御長柄の者とも中買

を仕り、江戸表へ持出売買仕候所に、慶長五年関ヶ原御一戦以後八天下御一統に付町人とももの仕入と罷成、御長柄之者の売買八相止三候と也、右御長柄五百本と相定り候節、夫迄の御長柄鎗の立場と模様も違ひ候との取沙汰は有之候得とも其比御出陳と申事も無之に付誰も不存候所、関ヶ原表におゐて九月十五日御一戦の前日御旗御長柄等の立配り所并御使番衆御目付中の備へ場ともに被仰出候と也、其後大坂御陣の節御旗本備への模様の義八先年関ヶ原表のことく可被仰付やと二条の御城におゐて本多上野助被相伺候所に

権現様其方は天下分けめの合戦も秀頼を成敗申付るをも同様に心得候や、今度我等旗本の備へ作法式の可入子細にあらず、平押におしよせ味方同勢何様になりとも居り度様に可居と申付よとの上意にて御笑ひ被遊候となり、然ら関ヶ原表におゐて只壹度ならて八権現様関東御入国以後御工夫被遊候御旗本備へ模様を見申たる者八無之候となり

一 権現様御代江戸御蔵に納候米多過候ゆへ欠米等も多く其上諸国の御代官所より御当地迄の運送の御失却も有之旁以御つゐへに御座候間江戸由来蔵の棟数を御へらし

被遊候八、大分の御徳用たるへきむね
御勘定方にも相考へ其趣を御
勘定頭衆より被申上候へは、以の外
御機嫌よろしからずして被

を我等のためなと、言聞する義言語
同断なりとの上意にてことのほか
御しかりを蒙りしとぞ聞へし

仰出候八、蔵数多く候へ八欠米等も
多く我等損と有る事八兼而
知れたる事なれとも万一の義も
出来、遠国の米穀当地へ運送の
成兼候様なる義も有之候ときは
当地米の直段なとも高直になり
諸方より集り居たる江戸中の
諸人食物に難儀いたすやうに成
候節の入用考おもふに付て蔵
米多く詰置する義なり、平勘定
の者などは其通りなれとも天下の
勘定頭ともいわるゝ者かさやうの義

駿河土産巻之五

大尾